

様式2（渋川市民限定「ほねやすめプラン第4弾」）

渋川伊香保温泉観光協会あて（FAX.0279-72-4452）

誓約書

※以下をご確認いただき施設名、代表者自署及び記入日を記入してください。

一、宿泊施設等における感染症予防対策について

安心安全衛生基準「しぶかわ伊香保モデルVer2」に基づき感染防止対策を徹底することをここに誓約します。

感染症が疑われるお客様への対応「万が一、感染症が疑われるお客様がいたらVer2」の従業員等への周知、「お客様体調確認シート」またはそれに準ずるものを活用したお客様の体調チェックを徹底することをここに誓約します。

一、風俗営業の規則及び業務の適正化等に関する法律について

上記第2条第6項第4号に規定されている施設ではないことをここに誓約します。

<参考（第2条第6項第4号抜粋）>

専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業。

一、群馬県暴力団排除条例について

上記について遵守することをここに誓約します。又、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾します。

<参考（群馬県暴力団排除条例一部抜粋）>

第三条 暴力団排除は、社会全体として、暴力団が県民生活及び県内の事業活動に不当な影響を及ぼしていることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

第五条 県民は、暴力団員等による不当な要求行為（以下「不当要求行為」という。）があった場合には、基本理念にのっとり、県、県暴力追放推進センター等に相談するなどして、その排除に努めるものとする。

2 県民は、暴力排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図って取り組むとともに、県が推進する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民は、暴力団排除に資すると認められ情報を知ったときは、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第二十条 事業者の内、旅館、ホテル、ゴルフ場その他の多数の者が利用する施設の運営又は管理を行う者であって、公安委員会規則で定めるもの（以下この条において「特定事業者」という。）は、情を知って暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる当該施設の利用の契約を締結してはならない。

2 特定事業者は、前項の施設の利用に係る約款、規則その他の定めにおいて、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

（1）当該契約の相手方は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる施設の利用をしてはならない旨

（2）当該契約の相手方が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる施設の利用をすることが判明した場合は、当該契約を解除することができる旨

3 前項第二号に規定する場合は、当該特定事業者は、速やかに当該契約を解除するように努めなければならない。

一、渋川市民限定「ほねやすめプラン」について

（一社）渋川伊香保温泉観光協会が実施する上記事業に関して、事業が公費を用いて実施されることと不正利用に関して罰則があることを承知のうえで、不正を行わない、不正に加担しないことをここに誓約します。

※万が一不正と思われる事項が発生した場合には、渋川市及び渋川伊香保温泉観光協会が調査を実施します。

※更に不正と思われる事項が発生した場合は、施設名の公表、更には割引金額の負担分を支払わない等の然るべき措置を実施します。

施設名

代表者自署

記入年月日